

第 5596 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月 21日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成 28 年分の年末調整の注意点

Q：年末調整の時期が近づいてきましたが、今年の年末調整では、どんな点に注意したらいいですか？

A：次のような点に注意してください。

【解説】

平成28年分の年末調整での注意点は、次のようなところです。

1. 通勤手当の非課税限度額

平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられました。

2. 国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用

平成28年1月1日以後に支払われる給与等の源泉徴収又は年末調整において、非居住者である親族(国外居住親族)に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除(扶養控除等)又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を会社等に提出又は提示する必要があります。

3. マイナンバーの記載を不要とする見直し

年末調整関係書類のうち、①給与所得者の保険料控除申告書、②給与所得者の配偶者特別控除申告書、③給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書については、平成28年4月1日以後に提出するものからマイナンバーの記載が不要とされています。

